## 5-8 弁証法における否定

弁証法における否定とは、どういう種類の事物についても、そうすることで発展が生まれてくるような、それ独特の否定の仕方のこと。

「弁証法における否定とは、たんに、いな、と言うことでもなければ、ある物事を、存在しない、と言明することでもなく、その事物を勝手な仕方で破壊することでもない。……こういうわけで、どういう種類の事物についても、そうすることで発展が生まれてくるような、それ独特の否定の仕方があるのであって、このことはまたどういう種類の観念や概念にもあてはまる。……

……人間は、弁証法がなんであるかを知るずっとまえから弁証法的に考えてきたのであって、それはちょうど、散文という言葉が生まれるずっとまえから、人間がすでに散文を話していたのと同じである。否定の否定の法則は、自然と歴史のなかで、またこの法則がついに認識されるまではわれわれの頭のなかでも、無意識的におこなわれているものであって、それをヘーゲルがはじめて明確に定式化したにすぎない。」(……は青山の省略)②-[141]P389-391 (F・エンゲルス『反デューリング論』)